

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための横浜薬科大学の活動の基準

| レベル | 神奈川県等、 学内の状況等 | 教育 (講義・演習、実験・実習) | 学生の入構基準 | 教員の入構基準 | 学生の課外活動 | 事務業務 | 会議 | 出張・旅行 |
|-----|--|---|---------------------------------------|--|--|-----------------------------|-------------------------------------|---|
| 0 | 新型コロナウイルス感染症が収束した状態であり、通常どおりの大学活動ができる場合 | 通常どおり | 通常どおり | 通常どおり | 通常どおり | 通常どおり | 通常どおり | 通常どおり |
| 1 | 神奈川県内及び近隣都県に感染者が発生し、感染拡大防止及び安全配慮が必要な場合 | ■感染防止対策の上、可 | ■感染防止対策の上、入構可 | ■感染防止対策の上、研究活動可 | ■感染防止対策の上、可 | ■感染防止対策の上、可 | ■感染防止対策の上、対面会議可 | ■感染防止対策の上、可 |
| 2 | 神奈川県内及び近隣都県に大規模な集団感染等はないものの、感染が拡大している場合 | ■新しい生活様式の徹底 ■講義は、対面を基本とし、要すれば遠隔を併用して実施 ■実習については、感染防止対策の上実施 | ■感染防止対策の上、入構可 ■時差通学等の対策を推奨 | ■感染防止対策の上、研究活動可 | ■オンラインでの活動可 ■対面活動は、感染防止対策の上、可 | ■感染防止対策の上、可 ■時差出勤等の対策を推奨 | ■可能な限りオンライン会議を実施 ■感染防止対策の上、対面会議可 | ■不要不急の出張・旅行を自粛 ■学長が特に必要と認めた場合は、感染防止対策の上、可 ■海外からの帰国者は、帰国後2週間を目途に自主隔離 |
| 3 | 神奈川県内及び近隣都県に大規模な集団感染、感染経路不明者の増加等感染の危険性はあるものの、休校要請がない場合。または学内で感染者の発生がある場合 | ■新しい生活様式の徹底 ■講義は、対面を基本とし、要すれば遠隔を併用して実施 ■実習については、感染防止対策の上実施 | ■感染防止対策の上、入構可 ■時差通学等の対策を推奨 | ■感染防止対策の上、研究活動可 | ■オンラインでの活動可 ■原則、学内外を問わず対面活動禁止 ■学長が特に必要と認めた場合は、感染防止対策の上、可 | ■感染防止対策の上、可 ■時差出勤等の対策を推奨 | ■可能な限りオンライン会議を実施 ■感染防止対策の上、対面会議可 | ■不要不急の出張・旅行を自粛 ■学長が特に必要と認めた場合は、感染防止対策の上、可 ■海外からの帰国者は、帰国後2週間を目途に自主隔離 |
| 3.5 | | ■新しい生活様式の徹底 ■講義は、対面と遠隔を併用して実施。但し社会情勢により遠隔のみで実施する場合有り ■大学院の研究、学部卒業研究は、感染防止対策の上実施 | | | | | | |
| 4 | 学内に大規模なクラスターが発生する等、大学の閉鎖が必要な場合。国または県から休校要請がある場合 | ■講義は、遠隔授業のみ可 | ■入構禁止 ■学長が特に必要と認めた場合は、感染防止対策の上、入構可 | ■原則、入構禁止 ■安全確保、研究継続に不可欠な資産(生物・精密機器等)維持のための最低限の入構は、学長の許可を得て、感染防止対策の上、可 ■学長が特に必要と認めた場合は、感染防止対策の上、可 | ■オンラインでの活動のみ可 ■原則、学内外を問わず対面活動禁止 | ■大学機能の維持のため最低限の職員のみ可 | ■オンライン会議、可 ■対面会議、禁止 | ■原則、出張・旅行、禁止 ■海外からの帰国者は、帰国後2週間を目途に自主隔離 |